

# 「会集の日」小考

— 武官の衣服と儀式 —

寺崎保広

一

養老衣服令は十四条からなり、そのうち武官に関する規定は次の二条（第十三・十四条）である。

武官礼服条

武官礼服。衛府督佐、兵衛佐不在此限、以下准此。並皂羅冠、皂綾、牙笏、位襖、加繡衿襦、兵衛督雲錦、金銀装腰带、金銀装横刀、白袴、烏皮靴、兵衛督赤皮靴、錦行騰。

武官朝服条

朝服。衛府督佐、並皂羅頭巾、位襖、金銀装腰带、金銀装横刀、白襪、烏皮履。其志以上、並皂縵頭巾、皂綾、位襖、烏油腰带、烏装横刀、白襪、烏皮履。会

集等日、加繡衿襦赤脛巾、帶弓箭、以鞋代履。兵衛、皂縵頭巾、皂綾、位襖、烏油腰带、烏装横刀、帶弓箭、白脛巾、白襪、烏皮履。会集等日、加挂甲帶槍、以位襖代紺襖、以鞋代履。主帥、皂縵頭巾、皂綾、烏油腰带、烏装横刀、白脛巾、白襪、烏皮履。会集等日、加挂甲帶弓箭、以繡襖代位襖、以鞋代履。並朝廷公事則服之。衛士、皂縵頭巾、桃染衫、白布帶、白脛巾、草鞋、帶横刀、弓箭、若槍。会集等日、加朱末額挂甲、以皂衫代桃染衫。朔節日則服之。尋常、去桃染衫及槍。其督以下主帥以上袋、准文官。

ここでは、武官が①衛府督佐、②志以上、③兵衛、④主帥、⑤衛士に区分され、各々の衣装を規定している。その

うち①のみが礼服と朝服ともに規定があり、他は礼服がなく、朝服の規定だけである。但し、朝服条をみると②、⑤については、本注で「会集等の日は云々」という例外規定を設けており、通常の朝服のほかに、他の装束を加えることとなつてゐる。それに対し①の朝服条には「会集」云々の語句がない。また、養老令文および本注には「会集」なる語句は他には全く見えず、ここだけの用例なのである。

宮廷での儀式を考える場合、この「会集の日」とはどういう日を指すのか、ということをお考で検討してみたい。

「会集」とは、文字通りの意味は「大勢の人が一カ所に集まること」であるが、この令文に見える「会集の日」が、そうした漠然とした意味で使われているものでないことは明かである。少なくとも、この語句で示される特定の日が当時の官人には自明のことだったと考えるべきであろう。律令本文で「会集の日」が見えるのはここだけであるが、これに類似する語句として「聚集」が一カ所にある。また、令文の他にも「会集」「聚集」の用例を検討しながら、この問題を探つてみることにする。

ただし、史料に散見する「会集」「聚集」の多くは、さきに述べたような一般的な意味である。一例をあげると、

「賀茂神を祭る日、徒衆、会集して仗を執り、騎射することを禁ず」（『続日本紀』大宝二年四月庚子条）のように、単に多くの者が集まったことを示す語句としての用例が多い。したがって、以下では武官の装束に関わり「会集の日」「ないし「聚集」として特定できるような、宮内での儀式の場を示す用例に限って取り上げることとする。

## 二

武官朝服条および「会集の日」を理解する上で、重要な研究が武田佐知子氏によって発表されている。<sup>2)</sup>武田氏は、衣服令に規定されたわが国の衣服制度を、唐との比較を通じて体系的に分析しているが、本条に関わる範囲で氏の見解を簡単にまとめると、次のようになる。

(1)唐をはじめとする中国の衣服令は「公事」すなわち国家的な儀式だけでなく、私的な次元まで及ぶ全社会的な各種の場面での儀式・行事について着用すべき衣服を規定する。これに対してわが国の衣服令は、儀制令の次に続くという構成をとり、宮内内の朝儀のことを規定する儀制令の規定の一部として、朝参の際に着用すべき衣服の制度とな

っている。

(2)わが国の衣服令は、「礼服・朝服・制服」の三種を規定する。礼服は皇太子以下五位以上の諸臣が「大祀・大嘗・元日」といった国家的に重要な儀式に着用する衣服、朝服は有位の官人が「朝廷公事」で着用すべき衣服、制服は無位の庶人や家人・奴婢の衣服である。

(3)三種の衣服の成立時期については、廣瀬圭氏の説<sup>53</sup>を援用し、まず天武朝に朝服が制定され、大宝令にいたり、その上に礼服が加えられ、さらに養老令で朝服の一部を分けて制服を規定した、と推定できる。

(4)礼服と朝服の顕著な違いは、礼服が品位に対応した「礼服冠」をかぶり、袴の上に「褶」(ひらみ)というスカート型のものを着けるのに対して、朝服は位階に関わりなく、一律に黒い頭巾をかぶり、「褶」はつけず上衣とズボン型の袴の組み合わせであったことである。

(5)日本の「朝服」は同じ語句ながら、唐の「朝服」とは大きく異なる。すなわち、唐の朝服は「陪祭・朝享・拝表」といった「大事」に着用すべきものであり、これは日本の礼服に近い。一方日本の朝服は「朝参」の際の服と見るべきである。更に大宝当時は朝参しない無位の衣服も「朝服」

と称したことからすると、「朝服」の「朝」とは、「朝廷公事」といった語句に見えるように、「朝廷」という場を示す可能性が高い。

(6)衣服令で武官礼服条・朝服条を別に立てた理由は、単に文官と武官を分けるだけでなく、特に武官には特別な装束をまとうことによって、儀式の場における視覚的な効果を期待したからであろう。そして、そのことが端的にあらわれるのが武官朝服条「会集の日」の特別な装束である。(7)こうした、武官の特別な装束は天武十三年紀にまでさかのぼり、天武朝における儀式整備の一環として位置づけられる。

きわめて説得力のある妥当な見解と言えよう。したがって、基本的にはこれを踏まえて、次に具体的に武田氏による「会集の日」の理解を検討しよう。

武田氏は、衣服令武官朝服条の本注として繰り返し「会集の日」規定が見えるが、他条にはない同条のみの特例であることを指摘した上で、次のように述べている(以下の引用では、ふりがなを省略し、a以下の記号を付し段落に分けた)。

a、「会集の日」とは、「令義解」が「元日及び聚集、并せて蕃客宴会等」の日と注釈し、「令集解」の「穴記」

では、大祀・大嘗・元日を指すとし、朔日や節日をふくまないとする。この見解は、当条の末尾に、衛士が朔・節日に着用すべき衣服の規定が明文化してあることから導かれたものである。しかしこれは、しいていえば衛士についてののみ、「会集の日」と「朔・節日」の装束をちがえると解釈すべきであって、主帥以上については、「令義解」がいつているように「会集の日」が「朔・節日」をもふくむものとみてよいであろう。「令釈」も同じ見解をとっている。

b、そして「朱説」はいみじくも、「会集の日」とは、礼服の着用規定の適用をうけない、五位相当以下の階層の者たちが、特別の日にまとうべき、礼服に匹敵する衣服を規定しようとした結果が、当条の本注に繰り返し特筆される「会集の日」の語句なのであろう。

c、つまり、五位以下の文官ならば、「尋常」と同じく、朝服で列席すればよい儀礼の場に、とくに武官の衣服の荘厳が視覚的に要求されたため、この本注が設けられたのだと解しうる。

d、そして武官の荘厳がなにもゆえに要請されたかといえ、宮衛令に「凡そ元日・朔日に若し聚集すること有

らん、及び蕃客の宴会・辞見には、皆な儀仗を立てよ」とあるように、元日等の儀式に武官の参列に基づく儀仗が、不可欠だったからである。

武田氏は、aでは「会集の日」についての「令集解」各説のうち穴記を排し、大祀・大嘗・元日の他に朔日・節日をふくむと解しており、それが穴記以外の統一意見のように述べているが、それが正しいのかどうか。一方、bでは「会集の日」を五位以上の礼服用時に対応する、と読みとれるが、それではaの点と矛盾しないのか。また、cでいう「尋常」と「会集の日」との関係はどう考えるべきか。さらにdの宮衛令との関係はどうか、といったいくつかの曖昧さが残ると考える。「会集の日」の重要性を述べる点に異論はないが、より厳密な検討が必要ではなからうか。

端的にいえば、武田説の曖昧さは、「会集の日」というものが、五位以上の武官が礼服を着用する「大祀・大嘗・元日」と一致するのか、あるいはそれを含んでより広い概念なのか、という点に由来する。aでは広い概念といいながら、b cでは一致するかの表現をとっている点が最も気になるどころである。そこで、以下では、そうした観点から「令集解」を見てゆくこととする。

まず、武官礼服条にみえる衛府の督佐が礼服を着用すべき日とは、衣服令諸臣礼服条に「大祀・大嘗・元日、則服之」とあるものが適用されることに異論はない。義解はこれに注して「大祀」は「臨時の大祀」、「大嘗」は「每世一年国司行事」つまり天皇即位後の大嘗祭とし、集解各説もこれらと大差ない。

これに対して、朝服を着用するのは武官朝服条後半に「朝庭公事」であるという。ところが、衣服令制服条などによれば、その「朝庭公事」に相對する語句が「尋常」なのである。そして「尋常」とは古記が「朝夕を謂う」と述べている（同条集解）。また、衣服令朝服条集解の朱記は「此文、朝庭公事に則ち服すとは、必ず服する為に文を立つるなり。他所にて服すと雖も、禁ずべからず」と述べ、「朝庭」と「他所」が對比されるように、これは文字どおり場所としての「朝庭」を意味していることがわかる。したがって具体的には、原則として毎日「朝堂院」において行われる「朝政」の場で身につける衣服こそが、本来の意味での「朝服」なのであろう。

次にそうした「朝服」を着る例外として武官朝服条にみえるのが「会集の日」云々である。これについて、義解は「元日及聚集、并蕃客宴会等」と述べ、元日以外に新たに「聚集」と「蕃客宴会」が加わっている。「聚集」がどういった内容を指し示すのかにもよるが、いずれにせよ礼服用時よりは広い機会を想定していることは明かである。穴記は「上、大祀・大嘗・元日、及宮衛令立儀仗日は、自余節日非也」という。つまり、礼服用時に加えて宮衛令にいう「儀仗を立てるべき日」も「会集」にあたる、ということ述べ、それ以外つまり儀仗を立てない節日はこれに該当しない、と述べているのであり、武田説とは違つて、穴記は義解と同様の理解を示していることになる。

その穴記に異論を唱えるのが「私案」である。その言うところは、「会集の日」は「大祀・大嘗・元日」に限定すべきであり、「朔・節日」はそれに入らず「朝庭公事」すなわち通常の朝服用で良い。その理由は、下の条では衛士に関しては「会集日」と「朔・節日」が別扱いだから、というものである。

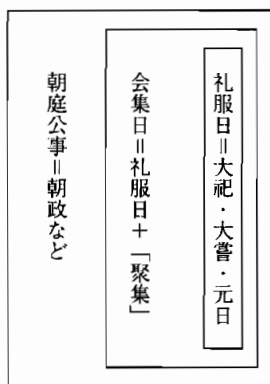
さらにこの「私案」に対して反論するのが「師」であり、「会集日」と「朔・節日」が別扱いとなるのは衛士のみで

あり、「主帥」以上は「会集」に「朔・節日」も含まれるという。そして令釈もこれと同じである、と述べている。

次に朱説を見てみよう。まず、「会集の日」の注記は兵衛佐以下を対象としているが、それは衛府の督佐は武官礼服条が適用されるからである。つまり、「礼服の日」と「会集の日」は同じである、という。ところが「行幸」の時に弓矢を帯びることについて注記されないのは不審で、省略があるのだろうとし、「礼服を用ひて会集せる日」は武官礼服条を、「余の会集せる日」はこの条によれ、と述べている。やや難解であるが、やはり、会集日は礼服日と全くのイコールではなく、「含まれる」という関係にあると見ているのであろう。

以上、煩瑣にわたったが、簡単にまとめると、「会集日」＝「礼服日」＝「大祀・大嘗・元日」という説は「私案」のみが孤立しており、令集解各説は、細部での相違はあれ「会集日」を「礼服日」を含んで、それより広い概念と考えていることがわかる。したがって、それを認めて、図示すれば、表1のような関係になるであろう。

表1



#### 四

次に、「礼服日」以外の「会集日」というのは、具体的にどのような場合であろうか。文官の礼服と朝服との違いについては武田説を紹介した通りであるが、武官の比較をすると（表2参照）、武官においても頭にかぶるのは、礼服の場合は「冠」、朝服の時は「頭巾」となる。このほか、礼服の際は武官も牙笏を持ったが、朝服ではない。また、礼服では「裋褕」という背と胸にあてる貫頭衣状の「うちかけ」、あるいは「向膝」という「すねあて」を着るが、朝服ではこれらがないといった違いがある。そして、そうした武官の礼服と朝服の相違点が、おおよそ下級武官につ

表2

文官礼服 (諸臣五位)	被り物	綫 <small>おいかけ</small>	衣	位襖 <small>いおう</small>	袴 <small>つちかひ</small>	帯	袴	深縹 <small>ひろあび</small> 紗縹	脛あて	履物	襪 <small>したく</small>	笏	刀	他
文官朝服 (諸臣五位)	礼服用冠		浅緋衣			條帶	白袴			烏皮濁	錦襪	牙笏		
武官礼服 (衛府督佐)	白羅冠		浅緋衣			金銀装 腰帶	白袴			烏皮履	白襪	牙笏		
武官朝服 (衛府督佐)	白羅冠	白綾		位襖	繡袴	金銀装 腰帶	白袴		錦向膝 <small>ひかま</small>	烏皮靴			金銀装 横刀	
下級武官 (志以上) 朝服	白綾 頭巾	白綾		位襖		烏油 腰帶				烏皮履	白襪		烏装 横刀	
下級武官 (志以上) 会集朝服	白綾 頭巾	白綾			繡袴	烏油 腰帶			赤脛巾	烏皮鞋	白襪		烏装 横刀	弓箭

いての通常の朝服と「会集の日」との違いにも見られるのである。すなわち「会集の日」に「繡袴と赤脛巾を加える」という点が武官の礼服に相当し、さらにそれに「弓箭」を帯びるのである。つまり、会集の日の装束は、武官礼服に準じつつ、文官との違いをより際立たせた武人としての装いになっているのである。

そうして見ると、令義解が「聚集」といい、また穴記が「儀仗を立てる日」と説明したように宮衛令元日条との関連如何が問題となってくる。同条はつぎの通りである。

凡元日朔日、若有聚集、及番客宴会辞見、皆立儀仗。

この条文は、朝廷の儀式において、儀仗を立てるべき日を規定したものであり、さきに検討したように、義解・穴記はこの条に該当する日をそのまま「会集の日」と見ていることが明らかである。この令文に対する集解各説の見解の対立はほとんどみられない。「聚集」に付された義解は「元朔の外、別に聚集有り。たとえば出雲国造の神事を奏する類なり」と述べている。

そうした中であつて、同条の古記のみがやや詳しい説明を行つており、その内容も注目される。つまり、儀仗を立てる儀式を三種に区分し、それぞれの具体的な儀仗について述べているのである。それによれば、i「元日」には、「五齋」と「鉦鼓」を設け、ii「蕃客宴会辞見」「左大臣以上の任授」に「聚集」の場合には、「幡」だけを立て、iii「朔日」「五位以上授」に「聚集」の際は、幡も立てず「帯仗威儀」のみである、と説明している。つまり、「聚集」はこの三種全てにかかり、また「儀仗を立つ」もiiiのように施設を設けず、武具を持つて威儀を正すことをも含む意味と理解している。

筆者は以前、天皇の大極殿出御儀式を検討する中で、おおよそ次のような点を述べた。<sup>9)</sup>

(1)天皇が大極殿に出御したことを『続日本紀』は、その儀式内容によつて三種に区分して表記をかえていたと推定できる。つまり①「大極殿に御す」②「臨軒す」③「臨朝す」もしくは天皇の出御そのものを記載せず、――の三通りであり、そのうち①は即位と元日朝賀の際の表現、②は蝦夷を含めた外国使節との応接時の表現、③は朝政や授位任官といった日常的な政務の場合とみられる。

(2)十世紀の「延喜式」によれば、そこには主として武官の儀仗・装束について「大儀」「中儀」「小儀」という儀式の区分にしたがつて記述しており、やはり儀式の重要度にもとづく区分が三種となっている。すなわち「大儀」として「元日、即位、受蕃国使表」を、「中儀」は「元日宴会、正月七日、十七日大射、十一月新嘗会、饗賜蕃客」、「小儀」は「告朔、正月上卯日、臨軒授位、任官、十六日踏歌、十八日踏射、五月五日、七月廿五、九月九日、出雲国造奏神寿詞、册命皇后、册命皇太子、百官賀表、遣唐使賜節刀、將軍賜節刀」をあげている。<sup>10)</sup>

(3)「延喜式」の三区分がどこまで遡るかという点で、宮衛令元日条集解に引く古記に注目した。古記は、「大儀」といった語句は用いていないものの、儀式に使用する儀仗の種類によつて、やはり三つに区分していること、その各々に該当する儀式がほぼ「延喜式」の「大・中・小儀」のそれと対応することがわかる。

(4)以上のことから、朝廷儀式をその重要度によつて、三つに区分するということが奈良時代から平安時代を通じて見られることがわかる。――以上である。

こうした儀式区分に関わる令文上の用語が「会集日」



「聚集」のではなからうか。そしてさらに、関連する令文をあげれば、儀制令文武官条がある。

凡文武官初位以上、毎朔日朝、各注、当司前月公文、送着朝廷案上。即大納言進奏。(以下略)

いわゆる告朔の規定であるが、「毎朔日朝」に付けられた集解諸説を見ると、義解は「朝とは朝会なり。尋常の日は唯、庁座に就き、朔日にいたって特に庭に会するを言う」と説明する。つまり毎日の朝政の場合にはすぐに朝堂について政務を行うが、朔日には朝庭に集会するのであるという。義解の「朝会」のことを令釈・古記などは「朝参」と表記するが同じ意味であろう。そして朱説は「朔日を除外、朝参日は无きや」と問い、師が「常朝参あり。但し朔日の儀式を示めさんが為、別に立てた」と説明している。この用語をかりれば、「常の朝参」(朝政)と「朔日の朝参」(告朔)となる。この朔日の朝参が宮衛令元日条の「朔日」の「聚集」にあたり、かつ武官朝服条の「会集の日」に合致するのであろうし、それが朱の師説にいう「儀式」たる所以ではなからうか。

これまで、行論上、時代的变化について十分な考慮を払わないできたが、少なくとも宮内の儀式を、その内容や重

要度によって区分するということが、令制当初まで遡るとは明かであろう。そして、細部においてはいくつかの変化があったことも間違いない。たとえば、宮衛令元日条の古記のiiにいう「蕃客宴会辞見」の扱いが、後に二つに別れ、「辞見」にあたる「受蕃国使表」が延喜式では大儀とされ、「宴会」のほうは「饗賜蕃客」として中儀になったことなどをあげることができる。ただし、そうした個々の儀式の重要性の変化、あるいはそこの装束の変化などについては、詳しくたどることができない。衣服令武官朝服条集解の古記自身が「凡そ衣服令は、時々の格式に依りて改易すること既に多く、具に述べる可からず」と表明しているように、変動がかなり激しかったようであるし、また衣服制度に暗い筆者の能力を超える。

そこで、大づかみに推定するしかないのであるが、朝廷における儀式の区分としては、次の四種と見ておくのが良いのではなからうか(表3)。

この表をもとに、簡単にまとめると、次のようになる。  
・通常の日には、官人たちは所定の朝服を身につけ、すぐに朝堂の座について、朝政を行う。

・これに対して、官人が朝堂ではなく「朝庭」に集まる日

表3

	主な儀式	宮衛令 古記	延喜式・ 左近衛府	衣服令文官五 位以上の服装	同上・文官六 位以下の服装	同上・武官五 位以上の服装	同上・武官六 位以下の服装
①	元日・即位・大嘗など	i	大儀	礼服	朝服	礼服	朝服+ $\alpha$
②	蕃客辞見など	ii	中儀	朝服	朝服	朝服	朝服+ $\alpha$
③	朔日など	iii	小儀	朝服	朝服	朝服	朝服+ $\alpha$
④	朝政など			朝服	朝服	朝服	朝服

が「会集」＝「聚集」の日であり、その際には下級武官は朝服の他に「+ $\alpha$ 」の装束を整え儀仗を立てる。これには即位から朔日まで各種の儀式がふくまれる。

・さらに「会集」の中でも儀仗の立て方などから、儀式は三つに区分され、そのうち最も重要な儀式（後の「大儀」）には、五位以上の文官・武官はそれぞれ朝服ではなく、礼服を着して参列する。

つまり、「会集の日」とは、この表の①～③において、下級武官が「朝服+ $\alpha$ 」の装束を着すべき儀式の日、というのが筆者の理解である。

これまで、令集解の注釈を主たる材料として、儀式の分類について考えてきた。そうした平安時代の法家の解釈がどれほど実態を踏まえたものであるのか、という懸念が残

るかも知れない。確かに条文によっては、令集解の諸説が当時の実態とは関わりのない机上の空論であったり、議論のための議論を展開する場合もある。しかし、今対象としている武官朝服条は、宮廷の儀式においては欠かせない内容であり、古代を通じて様々な変遷を経ながら、常に現実の衣服制度として生きていたのであるから、その注釈の背景として実態を踏まえない空論であったとは考えがたい。したがって、集解による分析は、少なくとも諸説成立時に関しては、ある程度有効な議論と認めてよかろう。

## 五

最後に、右に見たような「会集の日」の成立に関して、

『日本書紀』天武十三年閏四月丙戌条にふれて、稿を閉じたい。

『書紀』『統紀』などの六国史について、「会集」「聚集」の語句を探すと、ほとんど全てが一般的な用例であり、宮廷の儀式におけるほほ唯一の例が、天武十三年閏四月丙戌条である。

詔曰。来年九月、必閏之。因以教百寮之進止威儀。

又詔曰。凡政要者軍事也。是以、文武官諸人、務習用兵及乘馬。則馬兵并当身装束之物、務具儲足。其有馬者為騎士、無馬者為步卒、並当試練、以勿障於聚會。…

又詔曰。男女並衣服者、有襪無襪、及結紐長紐、任意服之。其会集之日、著襪衣而長紐。唯男子者、有圭冠、冠而著括緒袴、女年四十以上、髮之結不結、及乘馬縱横、並任意也。…

同日に三つの詔が出されているが、いずれも密接な関連をもつものである。特に第二の詔に見える「凡政要者軍事也」は天武朝の政策基調を最も端的に示す語句として石母田正氏が注目して以来、有名な一文でもある。ここに本稿で注目してきた「会集の日」と「聚会」という語句が登場

するのである。先に石母田氏の文章を引こう。<sup>11</sup>

天武天皇が十三年閏四月の詔で「政ノ要ハ軍事ナリ」とのべたとき、かれは国家について一つの真実を語ったのである。本来の意味の政治権力または国家権力は、一つの階級が他の階級を支配し抑圧するための「組織された強力」にはかならず、「軍事」は「強力」の純粹で典型的な表現だからである。…(中略)…天武天皇の右の詔は、「国家」の問題を「制度」の問題に転化し、新しい型の国家としての律令制国家が、唐の制度や法典を「輸入」し「継受」さえすればでき上るとかんがえている人々にたいする批判であり、国家という機構が何を基軸としてつくられるかを教えているものである。それは軍事と不可分の関係において展開されてきた大化改新以後の政治を自覚的に定式化した言葉にはかならないが、同時にかれが経てきた経験をも基礎にしていた。…

魅力あふれる文章であり、天武朝の諸政策が「軍事」によつてこそ、裏づけられるものであったことを、極めて象徴的に示す語句として、この詔を取り上げている。天武朝全体を理解する上で、この石母田氏の指摘は重要であり、

結論としては異論のないところである。ただし、史料に即して、詔の文脈の中に置いて読むと、「政ノ要ハ軍事ナリ」についての解釈はやや違和感が残る。

そうした点では、武田佐知子氏の理解が妥当であろう。<sup>12</sup> まず第一詔は、百寮の進止・威儀の教習を一年半かけて準備すべきことをうたい、それが具体的には第二・三詔である。第二詔では、政の要は軍事であるからと、軍兵・乗馬の訓練を命じるが、兵馬ともに練成を要するのは「聚會」に支障をきたさないためであるとする。そして第三詔は衣服の規定であり、特に「会集の日」に着用すべき衣服に言及しているのは「聚会」と通じるものである、として次のように述べている。

このような場面を期して「当身の装束の物」の具備が要請されていることからしても、この詔が単に戦闘目的のみを念頭に発せられたものではなく、儀礼に不可欠の礼容を整えるものとして、軍事訓練が位置づけられていくことは明白であろう。

武田氏の指摘の通りである。つまり、この詔は天武十一年八月の「礼儀・言語の状」についての詔、同年九月の「難波朝廷の立礼」採用、十二年十二月の「四孟月朝参」

の詔などと一連の性格をもち、天武朝における宮廷儀礼整備に関わる重要な詔と見るべきものであろう。その中にはじめて「会集」あるいは「聚会」という語句が見えるのは偶然ではない。こうした天武朝の政策の中で、「会集の日」という特定の意味をもつ日、すなわち、日常的な朝政ではない、儀仗を伴う日、というものが成立したのであろう。<sup>13</sup>

### 註

(一) 衣服令の構成は次の通り。

- (1) 皇太子条……皇太子の礼服
- (2) 親王条……親王の礼服
- (3) 諸王条……諸王（二位〜五位）の礼服
- (4) 諸臣条……諸臣（文官一位〜五位）の礼服
- (5) 朝服条……親王・諸王・諸臣（文官一位〜初位）の朝服
- (6) 制服条……無位の制服
- (7) 服色条……服色の種類
- (8) 内親王条……内親王の礼服
- (9) 女王条……女王（一位〜五位）の礼服
- (10) 内命婦条……女官（一位〜五位）の礼服
- (11) 朝服条……内親王・女王・女官（一位〜初位）の朝服
- (12) 制服条……無位の宮人の制服
- (13) 武官礼服条……武官、衛府の督・佐の礼服

(14) 武官朝服条：武官、衛士の朝服

- (2) 武田『古代国家の形成と衣服制』（吉川弘文館、一九八五）。同「儀礼と衣服」（『まつりごとの展開』中央公論社、日本の古代七、一九八六）、同「古代国家の形成と身分標識」（『歴史学研究別冊「民衆の生活・文化と変革主体」一九八二）、同「律令時代の衣服規定」（『季刊考古学』五、一九八三）。
- (3) 廣瀬『古代服制の基礎的考察』（『日本歴史』三五六、一九七八）。
- (4) 前掲註（2）「儀礼と衣服」。
- (5) 武田氏は「尋常」の語句を「会集の日」に配置される概念として「通常の朝服を着る日」のように理解している。令集解の他の部分での用例を別として、ここでの令文の用例では、あくまでも「朝廷公事」以外を指す。
- (6) ここでも武田説との違いを付記すれば、「朝服」の「朝」が場所を指すという点は同意できるが、それを武田氏は「朝廷公事」と理解し、やや広く考えているが、令文に明記するように「朝廷」（＝朝堂院の庭）と理解すべきであろう。また、朝政については、岸俊男「朝堂の初歩的考察」（岸『日本古代宮都の研究』岩波書店、初出一九七五）、橋本義則「朝政・朝儀の展開」（橋本『平安宮成立史の研究』塙書房、初出一九八六）のほか、寺崎「朝堂院と朝政に関する覚書」（『川内古代史論集』四、一九八八）がある。
- (7) 新訂増補国史大系の衣服令武官朝服条集解は文末に掲げた。
- (8) 令集解に見える「私案」が誰の説なのか、については議論

があるが、私はこの場合は「令集解」編者の惟宗直本であろうと思う。寺崎「賦役令水旱条に関する二・三の問題」（『国史談話会雑誌』一三三、一九八二）参照。

(9) 「大極殿史料の検討」（奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査報告XIV」一九九三）。

(10) 「延喜式」によれば、臨時の祭祀となる踐祚大嘗会での装束は「一如元日」（左衛門府式大嘗会陣条）とあって、大儀扱いであったことがわかる。

(11) 石母田『日本の古代国家』第三章（岩波書店、一九七二）。

(12) 武田前掲註（2）「儀礼と衣服」。

(13) 黒須利夫氏は「大儀の系譜」（『歴史人類』二四、一九九六）において、儀仗を整えて元日に会集することが推古朝に成立し、その後の変遷をへて大宝令で「大儀」として成立することを指摘するが、天武朝以前については、十分な用意がなく、今後の検討課題としたい。

【付記】本稿執筆の直接の動機は、二〇〇二年三月に奈良大学を卒業された平野杏奈さんの卒業論文「日本衣服令に関する一考察—衣服令武官礼服・朝服条を中心に—」に接したことである。平野さんは、そこで「会集の日」を「礼服の日」と基本的に同じ、とする見解をとっており、口述試問の時にそれに対して異論を述べた。テーマ自体が興味深い問題を含んでいたため、改めて検討を加え、文章化してみた。したがって本稿は、平野さんへの回答でもある。

# 朝服

衛府督佐。並皂羅頭巾。位襖。金銀裝腰帶。金銀裝橫刀。白襪。烏皮履。

穴云。兵衛

佐同志以上服。若帶五位者。與督。无別也。牙笏上解了。其督佐大祀大嘗元日禮服。自餘會集日。只朝服耳。上條穴云。問。督佐朝服之處。除綏若略文歟。答。可然也。朱云。凡此條。牙笏及袴略文耳。

其

## 志以上。

朱云。其志以上。謂兵衛佐以下并餘司尉以下也。古記云。此條。志以上位襖。依格不袂腋縫也。凡衣服令。依時々格式改易既多。不可具述。隨當時法用耳。其諸禁色得爲裏衣。但薄朝服

不下合。二云。依別格。蘇方一色不得裏衣。六位以下。聽服用四窠以下及小綾。但无位者聽用帶。以外不得。凡雖聽服用色。可相濫者不合。假令。破自染。枝子染與黃丹色。不可相濫之類也。

並皂

纓頭巾。皂綏。位襖。烏油腰帶。烏裝橫刀。白襪。烏皮履。會集等日。

謂元日及聚集并蕃

客宴會等。此止爲志以上立制也。穴云。注文爲志以上尉以下是。兵衛佐亦同。仍纓頭巾耳也。會集。謂上大祀大嘗元日。及宮衛令立儀仗日是。自餘節日非也。私案。會集。謂大祀大嘗元日是也。朔節日不入也。皆云。朝庭公事也。何者。下衛士處。會集日朔節日兩種故。或云。師云。會集等日。督以下志以上一同也。又此條。襌襠挂甲紺襖槍纒纒末額者並官備。自餘私備之。又云。師云。於衛士一色者。依下文。會集日朔節日。別著裝束。但於主帥以上者。會集日之句。皆約朔節日耳。令釋同之。在穴。朱云。注云。會集等日者。未知會集一歟。二歟。答。於此者可一也。凡此注。爲兵衛佐以下并餘司尉以下立注歟。何者。督佐上條具立禮服色也。禮

服日與會集日同日故也。額同。但行幸時帶弓矢事不見。文者何。而何可云蒙條文哉。若禮服之外。爲加弓箭等。歟何。答。誓以下皆約注。而則用禮服。會集日者可依上條也。餘會集日可依此條也。額不同也。

加錦襦襜赤脛巾。帶弓箭。以鞋代履。兵衛。皂纓頭巾。皂纓。位襖。烏油腰帶。烏裝橫刀。帶弓箭。白脛巾。白襪。烏皮履。會集等日。加挂甲帶槍。

或云。額云。帶槍。

人者。不可帶弓矢。但而半帶槍。半帶弓耳者。私未明何也。在。跡。

以位襖代紺襖。

朱云。以位襖代紺襖。謂著紺襖。意歟何。案可然也。先云。紺襖等官。可備者。私未明何。額云。官備

者。以鞋代履。主帥。

謂。門部使部。其隊正等者。依衛士例也。釋云。主帥。謂門部使部也。穴云。主帥如令釋也。問。諸條。以伴部爲主帥。誰見。答。此條見耳。又廐寮飼部。廐牧令

云。主帥准牧長者。是亦伴部耳也。

皂纓頭巾。皂纓。位襖。烏油腰帶。烏裝橫刀。白脛巾。白襪。烏

皮履。會集等日。加挂甲帶弓箭。以縹襖代位襖。

穴云。私案。无位黃襖耳。其校尉以下。不在位襖等例。故。同衛士。

以

鞋代履。並朝庭公事則服之。

朱云。問。朝庭公事。二事一事歟。又公事。謂京諸國同不答。朝庭公事二事。凡此文條蒙文也。公事遠近不見。可案者。額云。不

見遠近。但其中可有消息耳者。穴云。朝庭。謂祭非廳坐也。自餘皆是也。

衛士。皂纓頭巾。桃染衫。白布帶。白脛巾。草鞋。

帶橫刀弓箭若槍。

朱云。帶橫刀弓箭若槍。謂並皆帶者。未知。而若字心何答。猶言及也。額不同也。何。

會集等日。加朱末額挂甲。

以皂衫代桃染衫。朔・節日則服之。

謂朔日者。四孟朔日也。節日者。初注會集等日是也。其主帥以上注。稱會集日者。朔節日亦同。但衛士注。言

會集日者。非是朔節日。凡著朝服之時。督佐牙笏。志以上木笏。文不載者略。諸須知。釋云。朔節日亦同。但於衛士朔節日不同會集日也。此篇。依時々格既改異之。依時法耳。又云。案朔節日不入會集日難也。穴云。朔日。謂依此文可有。不立儀仗朔日也。師不依私案。依宮衛令。必立儀仗。但會集之日。立儀仗式重厚。自餘日雖立儀仗。儀式少薄耳。依文所案。師同此說也。

尋常去桃染

衫及槍。

朱云。尋常去桃染衫及槍者。未知。可著何衣。答。依文除桃染衫之外。皂衫并他色等可著者。私案。不聽皂衫歟。會集日衣故者何。額同。或云。問。衛士尋常可服何色。答。除皂桃染之外

任服耳。在穴。

其督以下。主帥以上袋准文官。